

浦保第913号

令和2年11月26日

保 護 者 各 位

浦添市長 松本 哲治
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策について

平素より本市の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策について長期的な対応が求められる中、子ども達を守り、発達を保障するため、各教育・保育施設での感染、拡大のリスクを可能な限り低減し運営していく必要があります。浦添市では令和2年9月に「浦添市感染症ガイドライン」を示し感染防止対策を行っているところですが、今後の対応について下記の事項を再度通知したいと思います。

●発熱した場合の家庭保育協力について <再通知>

登園する際の受け入れとして、おおむね37.5度以上の発熱がある場合は、登園を控えていただいております。その理由として、感染症法では、37.5度以上を<発熱>、38.0度以上を<高熱>と分類しています。平熱は個人差がありますが、発熱の基準は法律で示されています。

しかし、子どもの体温は大人より高めで、体温調節が安定しない低年齢児や、体质的に普段から体温が高めの方に対しては、平熱には個人差があることを十分留意したうえで、体温に加えて、顔色、機嫌、活気、呼吸の様子、風邪症状（咳、鼻水、のどの痛み、頭痛など）はないか判断しております。このことは、各施設にも共通理解を求め、周知徹底しています。

また、発熱した場合は原則として解熱後24時間は登園を控えるよう保護者にお願いをしております。ただし、医師の診断により特定の疾病に関連する発熱と診断されるものについては、医師と相談の上、解熱後登園が可能です。

● 濃厚接触者で、検査結果が陰性の場合の対応について

濃厚接触者で検査結果が陰性であっても、陽性者と最後に濃厚接触した日から14日間の自宅待機を医師もしくは保健所から要請されます。潜伏期間

(感染してから症状がでるまでの期間)は1~12.5日(多くは5~6日)とされているため、14日間の健康観察が推奨されています。

しかし、小中学校におきましては、地域の感染レベルや本人の健康状態に応じ、14日を待たずに、校長の判断により登校が認められる場合があります(学校保健安全法第19条より)が、教育・保育施設等の多くは、保育室の仕切りがない、合同保育の時間帯がある、給食時も密接の度合いが高い、低年齢児のため密を避けることが困難などの理由から、学校施設等と足並みを揃えて対応できない状況になります。

また、同居の家族に濃厚接触者もしくは、検査中の方がいる場合には、自宅待機の要請をすることはできませんが、可能な限り家庭で健康観察をしていただきますようご協力下さい。結果がでましたら速やかに園へ報告してくださいますようお願いします。

● 一部休園及び臨時休園について <新規>

園児や職員の感染が確認された場合、「最終登園日の翌日から起算して2週間を目安に一部休園または全部休園」としています。園児又は職員の最終登園日やクラス、接触状況、保育室の構造などを保健所が確認し、濃厚接触者に該当する人の特定をしていきます。

園内の消毒が終了した後、開園が可能な状態であれば、濃厚接触者として判断された人のみ自宅待機、それ以外の人は登園が可能となります。

ただし、安全な保育が提供(保育士等の人数・給食の提供など)できるかの判断は、市と園で協議の上、状況に応じて開園します。

しかしながら、感染者の確認や保健所からの指示ができるまでの期間は臨時休園になる場合があります。その後、保健所の指示のもと、休園期間(最低1日から最大2週間を目安)を判断し、保護者の皆様にお知らせしていく流れで対応しています。

※ 発熱等の風邪症状がみられ、早めに自宅休養をしたことで、陽性と診断されても臨時休園までに至らなかったケースがこれまで多数ありました。

保護者の皆様のご理解とご協力のもと、児童の安全の確保を第一に考え、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願っています。気を引き締め、一人一人ができる感染対策や、健康観察、体調管理を引き続き宜しくお願ひ致します。

【お問合せ】 浦添市こども未来部 保育課 TEL 080-4899-9620